

## ○三重大学医学部附属病院監査委員会細則

(平成29年3月9日細則第788号)

(趣旨)

第1条 この細則は、三重大学医学部附属病院監査委員会規程(以下「規程」という。)第10条の規定に基づき、三重大学医学部附属病院監査委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定める。

(委員の要件)

第2条 規程第3条第1項に規定する「本学と利害関係のない者」とは、次の要件を満たす者をいう。

- (1) 委員に属する日から過去10年以内に本学と雇用関係にないこと。
  - (2) 委員に属する年度を含む過去3年度の期間において、年間50万円を超える額の寄附金・契約金等(委員会に係る費用を除く。)を本学から受領していないこと。
- 2 本学と利害関係のない者から任命される委員には、次に掲げる者を含むものとする。
- (1) 医療機関において医療安全に関する業務に従事した経験を有する者、医療安全に係る研究に従事した経験を有する者、法律学に関する専門知識に基づいて、教育、研究又は業務に従事している者その他の学識経験を有する者
  - (2) 医療等の内容及び説明並びに同意文書が一般的に理解できる内容であるか等、医療を受ける者の立場から意見を述べることができる者
- 3 前項第2号の者は、医療安全管理についての知識を有することが望ましい。

(委員候補者の推薦)

第3条 病院長は、規程第3条第2項の推薦を行うにあたっては、当該候補者を推薦する理由その他必要な資料を付さなければならない。

(委員の解任)

第4条 病院長は、委員が次のいずれかの事由に該当した場合は、当該事由を証明する資料を付したうえで、学長に委員の解任を申し出ることができる。

- (1) 心身の故障のため委員としての職務の遂行に堪えないと認められる場合
  - (2) 職務上の義務違反がある場合
  - (3) その他委員として相応しくない事由が生じた場合
- 2 学長は、前項の解任の申出があった場合は、速やかに解任の是非を決定し、その結果を病院長に通知するとともに、是とした場合は、当該委員に対しその旨を通知するものとする。

(会議の開催)

第5条 委員会は、少なくとも年2回開催しなければならない。

- 2 委員の数が3人の場合にあつては、規程第5条第1項の規定にかかわらず、委員全員の出席をもって成立するものとする。
- 3 規程第5条第1項の規定において、出席委員の過半数は、本学と利害関係のない者から任命された委員とし、第2条第2項各号に掲げる者を含まなければならない。

(公表方法)

第6条 規程第8条に規定する公表については、本学ホームページに掲載することをもって行う。

附 則

この細則は、平成29年3月9日から施行する。